

第13回秋田家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成22年6月25日（金）午後1時30分～午後3時30分

2 場所

秋田家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

小田橋昭仁，狩野節子，河村吉晃（委員長），佐々木恵美子，佐々木繁，
柴田健，鈴木陽一，戸田郁夫，長谷川薫

（オブザーバー）

佐藤由紀裁判官（少年事件担当）

（説明者）

大矢文章首席家庭裁判所調査官，佐々木稔首席書記官

（事務局）

鹿内昭彦事務局長，藤原光浩事務局次長，佐々木つる子総務課長，工藤義浩
総務課課長補佐，佐々木良尚庶務係長

4 議事

（1）開会宣言

（2）新委員の紹介，あいさつ

（3）委員長あいさつ

（4）前回までの検討課題等の説明

後見開始申立ての際に添付する書類について，提出書類が多いので，軽減できないかという提言があり，検討を重ねてきたところであるが，平成22年秋ころを目処に全国的な見直し状況を踏まえて，利用者の負担を軽くする方向で，見直すことを考えている。

(5) 協議

議題「少年審判事件における被害者配慮制度について」

ア 基調説明及び少年審判廷見学

少年審判事件の動向と傾向，少年事件の手続の流れ，被害者配慮制度に関する説明を行い，委員には通常の少年審判廷と被害者傍聴があった場合に使用されるラウンド法廷を見学していただいた。

イ 意見交換

別紙のとおり

(6) 次回期日及び議題について

次回の期日と議題については，追って調整する。

(7) 閉会宣言

別 紙

(意見交換)

(以下、◎が委員長，○が委員，□がオブザーバー，△が説明者の発言)

- 被害者配慮制度を利用できる者は限定されているのか。
- ◎ 先ほど事務方から説明した5つの制度について、それぞれ要件が定まっていて、それを満たす者だけが利用できるということになる。
- ◎ 凶悪な少年事件が増加する中、被害者がなおざりにされていて、自分たちの知らないところで事件が処理され、何も知らされないという意見があった。これについて、少年事件でも、被害者への一定の配慮が必要とされ順次導入されたのが先ほど説明した5つの制度である。被害者への配慮要請と少年の健全育成という少年法の理念との調整を図りながら少年審判を運営していくことが家庭裁判所に求められている。
- ◎ 利用状況について、秋田では凶悪犯罪が少ないこともあり、傍聴事件がないのは仕方がないとしても、閲覧謄写などについての利用についてはもっとなされてもよいのではないかと考えられる。利用件数が少ないのは、制度について一般に周知がなされていないからか、被害感情がそれほど強くない事件が多いからなのか、そもそも制度が利用しにくいからなのか、いろんな意見があると思うがお聞かせ願いたい。
- 被害者の意見陳述については、法廷で自分の被害について言える被害者の方ではないのではないかと。法廷で同じ空気を吸うことも嫌がる被害者もいる。また、陳述をすることにより被害感情が収まるかというところについても疑問である。
- 制度についての一般の周知がなされていないと思う。特に、少年事件は少年の健全育成が主たる目的であるというこの前提については、あまり知られていないと思う。
- ◎ 検察庁において被害者に対してどのような配慮がされているか。

- 検察庁で作成した犯罪被害者のための制度を記載したリーフレットを交付して周知を図っている。なお、被害者から被疑者のことを聞かれることがあるが、少年事件の場合にはプライバシーの問題があるので、なかなか答えられないことが多い。
- 被害者が少年の場合に、本人より親がエスカレートしてしまうケースが多いと思う。審判状況の説明や結果の通知を受けた後で、それに納得がいかないという場合もあると思うが、そういった場合に不服を申し立てる制度はあるか。
- ◎ 審判結果について被害者から不服を申し立てることはできない。
- 傍聴ということを考える際にイメージが湧かない。一般の刑事事件と手続は違うので、傍聴する方が何を求めているのかがよく分からない。
- 自分は弁護士として、被害者支援の一環で、少年事件の被害者傍聴を希望する被害者と話をする場合には、審判は少年のために行われているので、被害者として心が傷ついてしまうこともあるかも知れないということを伝えている。ただ、被害者が審判に行くことで、少年がいかに自分がひどいことをしたのかと気づかせる効果もあるとも伝えている。
- ◎ 少年審判では、刑事事件と違い、少年を責める役がない。強いて言えば審判官がその役であろう。
- 今年4月に少年事件担当になったばかりで経験は浅いが、常に少年に被害者の気持ちや立場をしっかりと考えさせるような審判を心掛けている。仮に被害者の傍聴があった場合に、少年のことばかり考えていると思われるような内容の審判になってはならないと思う。
- ◎ 被害者の関係では、刑事事件でも被害者参加制度などの新しい制度が導入され定着しつつあるが、少年事件の場合には、もともとが非公開であり、そういった意味で刑事事件とは違った難しいところもある。

ところで、審判廷を見学していただいたが、感想はどうか。
- 陳述者の位置が少年から少し離れて、斜め後ろになっているのはどうしてか。

- ◎ 審判廷の狭い限られたスペースの中で、あまり感情的にならずに、本来言いたいことが言えるような場所であると判断したからだと思う。
- 全国的に見て、傍聴した被害者の意見としてどのようなものがあったか御紹介いただきたい。
- ◎ 改めて審判傍聴をした際の意見や感想を聴取しているわけではないので、どのような意見等があったかを申し上げることはできない。
- ◎ 首席家庭裁判所調査官からの説明でもあったが、少年の教育的働きかけの取組もなされており、少年が与えた被害から自分のしてしまったことを考えてもらうということも試みている。
- 保護観察所等で従来行われている矯正教育と家庭裁判所が行っている教育的働きかけは連動していないのか。
- ◎ 連動はしてない。家庭裁判所は、あくまでも審判するまでの間だけ、少年に万引被害の会に参加させたり、社会奉仕活動に参加させたりしている。
- 試験観察の件数や期間は増えているのか。
- △ 試験観察自体はそれほど増えていない。
- 家庭裁判所と他の機関との連動に関していうと、少年院に送致した少年に審判官が事後に会いに行くという少年審判規則上の動向視察という制度はある。